

平成 25 年度定期監査(4)(建築工事)監査結果報告書

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 1 項および第 4 項の規定により、平成 25 年度定期監査(4)を下記のとおり実施したので、同条第 9 項の規定に基づきこれを提出する。

記

1 監査の概要

(1) 監査の実施時期

平成 25 年 8 月 19 日から同年 9 月 5 日までの間において実日数 4 日間

(2) 監査の方針

今回の監査は、平成 25 年度練馬区監査基本計画に基づき、監査対象部課の所管する平成 25 年度の建築工事が、地方自治法第 2 条第 14 項および第 15 項の趣旨に則って、適正かつ効率的に行われているか等について実施した。

(3) 監査の視点

監査対象工事が、工事計画や起工手続き、設計、積算における算定、支払事務等が適正に行われているか等を主眼として監査を実施した。

さらに、以下の視点を重点にして監査を行った。

ア 学校・夏休み工事の中で、設計が適切かつ合理的に行われているか。

イ 法令手続は、遵守されているか。

ウ 学校児童生徒・周辺区民への安全安心のため、現場等の安全管理は適切に行われているか。

エ 設計図書の作成および当該図書に沿って施工が適正、的確に行われているか。

オ 工事関係書類の確認および監督は、適切に行われているか。

(4) 監査対象工事

ア 練馬区立大泉西小学校校舎および屋内運動場棟屋上防水・外壁改修工事

練馬区立大泉西小学校校舎および屋内運動場棟屋上防水・外壁改修機械設備工事

[練馬区西大泉四丁目 25 番 1 号]

イ 練馬区立北町中学校屋上防水および外壁改修工事

練馬区立北町中学校屋上防水および外壁改修機械設備工事

[練馬区北町三丁目 1 番 34 号]

(5) 監査対象部課

総務部施設管理課

教育委員会事務局教育振興部施設給食課

2 監査の結果

適正に行われていた。